

入札説明書等配布一覧表

入札に付する物件名 [令和 7 年度三沢県営林立木売払い処分事業]

No	名 称	部数等
1	入札説明書 (添付様式) ・ 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式第 1 号) ・ 競争入札参加資格審査申請書 (別紙様式第 1 - 1 号) ・ 競争入札に関する質問書 (別紙様式第 2 号) ・ 入札保証金納付申出書 (兼) 入札保証金口座振込申出書 (別紙様式第 3 号) ・ 入札書 (別紙様式第 4 号) ・ 委任状 (別紙様式第 5 号) ・ 誓約書 (別紙様式第 6 号) ・ 物件売払契約書及び物件売払契約約款	1 部
2	仕 様 書	1 部

(注) 上記内容について、落丁等がないか確認してください。

山形県置賜総合支庁
産業経済部地域産業経済課

入 札 説 明 書

令和 7 年度三沢県営林立木売払い処分事業に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令及び山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約に関する事務を担当する部局等

〒992-0012 山形県米沢市金池 7 丁目 1-50
山形県置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課総務係
電話番号 0238(26)6041

2 入札参加者の資格

- (1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格審査日（一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から開札日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 公告で指定された期限までに申請書を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、本件入札に参加することができない。

3 入札参加資格の審査等

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、入札公告の「入札参加者の資格」を有することを証するため、申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を、公告で指定された提出場所へ提出し、入札参加資格の有無について契約担当者の審査を受けなければならない。
- (2) 提出書類
 - ア 入札参加者の資格に関する書類
 - (イ) 競争入札参加資格者名簿に登載されている者
 - a 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式第 1 号）
 - (ロ) 競争入札参加資格者名簿に登載されていない者
 - a 競争入札参加資格審査申請書（別紙様式第 1-1 号）及び添付書類
- (3) 上記(2)の書類を郵送で提出する場合は、書留郵便に限る。
- (4) 申請書を提出した者は、入札日の前日までに添付書類に関し説明又は協議を求められた場合はこれに応じるものとし、必要な場合には添付書類の追加に応じるものとする。なお、その指示に応じないときは、入札参加資格がないものとみなす。
- (5) 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

4 入札参加資格審査結果の通知

- (1) 入札参加資格の審査は、その提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和 7 年 11 月 6 日（木）までに通知する。

5 仕様書に関する質問等

- (1) 仕様書に関し質問がある場合は、令和7年10月28日（火）午後3時までに1の契約担当部局等に別紙様式第2号により持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。なお、郵送による場合は、上記期限まで契約担当部局に到達しなければならない。
- (2) (1)の質問に対する回答は、質問者あて書面により行うとともに、その回答書は、当該回答を行った日の翌日から入札執行の日時までの期間、山形県置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課において閲覧に供する。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約金額の100分の5に相当する金額以上の額。

※入札保証金の取扱いとは以下のとおりとする。

ア 入札保証金の納付は、「入札保証金納付申出書(兼)入札保証金口座振込申出書」(別紙様式第3号)を令和7年10月28日（火）午後3時までに1の契約担当部局等に提出し、納入通知書の発行を受け、入札日の前日までに納付すること。

イ 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当できるものとする。落札者以外の者の入札保証金は、入札終了後、申し出のあった口座に速やかに返還する。

ウ 落札者が落札物件の売買契約を締結しないときは、入札保証金は返還しない。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

7 入札の辞退等

- (1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。この場合は、辞退する物件等の名称、入札日、辞退する者の氏名又は名称、辞退する理由を記載した書面に代表者印を押印し、入札を執行する日時までに提出するものとする。
- (2) 入札参加者が入札執行時刻に遅れた場合は、本件入札を棄権したものとみなす。

8 入札

- (1) 入札書の様式は、入札書（様式第4号）による。
- (2) 入札書は入札公告の「入札の場所及び日時」に持参するものとし、郵送による提出は認めない。
- (3) 入札書は封筒に入れて厳封し、表に「氏名又は名称」及び「物件等の名称」を記載すること。
- (4) 入札者は名刺を提出し、代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、委任状（別紙様式第5号）を作成し提出させること。
- (5) 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に関する他の入札者の代理をすることはできない。また、法人の代表者（支店長等の受任者を含む。）が自ら入札する場合は、当該入札に関して他の入札者となることはできない。
- (6) 入札者又は入札者の代理人は入札保証金納付を証する書面（領収印の押印された納入通知書（原本））を持参すること。

- (7) 当該物件は現状引き渡しとし、輸送、仕分け、梱包等必要とされる諸経費は別途買受者負担とする。

9 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない山形県職員を立ち合わせて開札を行う。

10 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者（入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札
- (2) 申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したと認められる入札
- (5) 同一の事項につき 2 通以上の入札書を契約担当者に提出した入札
- (6) 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金額を訂正した入札書を契約担当者に提出した入札
- (7) 納付した入札保証金により産出される入札限度額を超えた入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

11 再度入札

予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う場合がある。

12 落札者の決定方法

- (1) 規則第 120 条第 1 項の規定により作成された予定価格以上で最も高額となる価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない山形県職員にこれに代わってくじを引かせ落札者を決定する。
- (3) 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者とししない。

13 契約の締結

山形県知事と落札者とは売買契約を遅滞なく締結することとする。

14 その他

- (1) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (2) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若

しくは取り止めることがある。

- (3) 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申立てることができない。
- (4) 落札者は予約完結権を他に譲渡することができない。
- (5) 入札者又はその代理人は、即日口頭落札決定通知を受領するための印鑑（入札書に使用する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）を持参すること。なお、当該印鑑を持参できない場合は、入札執行時の指示により落札決定を通知する。
- (6) 本件契約の条項は、別添「令和7年度三沢県営林立木売払い処分事業」に係る売払契約約款による。
- (7) その他必要とする入札に関する条件については、入札執行時の指示による。

別紙様式第 1 号（一般競争入札参加資格確認申請書）

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

一般競争入札参加資格確認申請書

下記物件の売却に係る入札参加資格について確認されたく申請します。
なお、公告された資格を有することについては事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 売却物件等の入札公告日及び名称
- (1) 入 札 公 告 日 令和 7 年 10 月 17 日
 - (2) 物件等の名称 令和 7 年度三沢県営林立木売払い処分事業

※登録番号	※確認印

※申請者は記入しないでください。

別紙様式第 1－1 号（競争入札参加資格者名簿未登載者用）

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

競争入札参加資格審査申請書

下記物件の売却に係る入札に参加したいので、入札参加資格について確認されたく申請
します。
なお、公告された資格を有することについては事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 売却物件等の入札公告日及び名称
 (1) 入 札 公 告 日 令和 7 年 10 月 17 日
 (2) 物件等の名称 令和 7 年度三沢県営林立木売払い処分事業

2 添付書類

個人	法人	必 要 書 類
○	－	身分証明書
○	－	成年後見人、被保佐人等に登録されていないことの証明書
－	○	登記事項証明書
○	○	実印・代表社印の印鑑証明書
○	○	「山形県税」納税証明書（県税の滞納がない証明書）
○	－	「個人県民税」納税証明書（個人県民税の滞納がない証明書）
○	○	「消費税及び地方消費税」納税証明書
○	○	暴力団排除に関する誓約書（別紙様式第 6 号）

別紙様式第2号（一般競争入札仕様書等に関する質問書）

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

競 争 入 札 に 関 す る 質 問 書

下記物件の売却に係る仕様書等について、下記のとおり質問します。
記

- 1 売却物件等の入札公告日及び名称
 - (1) 入 札 公 告 日 令和7年10月17日
 - (2) 物件等の名称 令和7年度三沢県営林立木売払い処分事業

2 質問事項等

別紙様式第3号（入札保証金用）
入札保証金納付申出書（兼）入札保証金口座振込申出書

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代 表 者 氏 名
印

令和7年10月17日付けで公告のありました、令和7年度三沢県営林立木売払い処分事業に係る入札に参加したいので、金_____円を入札保証金として納付しますので、納入通知書を発行願います。
なお、入札保証金が返還される場合は、下記の口座に振り込み願います。

記

【入札保証金返還振込口座】

金融機関名	
本支店名	
預金種別	1 普通 2 当座 3 その他
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

【入札保証金の納入にあたって】

- ・ 入札保証金の納付金額により入札できる金額の上限（入札限度額）が決定します。
- ・ 入札限度額を超える入札があった場合、当該入札は無効となるので注意してください。
- ・ 下記の数式を活用し、納入する入札保証金に対応した入札限度額（税込）、入札書に記載できる上限額（税抜）がいくらになるかをご確認ください。

売却物品名	数 量	入札限度額（税込） （A）	入札書記載上限額 （税抜） {（A）÷110/100}	入札保証金 {（A）×5/100}
スギ：602 本	776.91 m ³			

【算定例】

スギ：602 本	776.91 m ³	4,400,000	4,000,000	220,000
----------	-----------------------	-----------	-----------	---------

別紙様式第 4 号（入札書）

入札書	
令和 年 月 日	
山形県知事 吉村 美栄子 殿	
入札者 住 所 又 は 所 在 地 ※ ¹ 氏名又は名称及び代表者名	
⑩	
〔 代理人氏名 ※ ² ⑩ 〕	
山形県財務規則及び令和 7 年度三沢県営林立木売払い処分事業に係る売払契約約款により入札条件を承認し、下記のとおり入札します。 記	
入札金額 (消費税抜き)	¥
入札保証金額	¥
件名及び規格	仕様書のとおり
引 渡 場 所	仕様書のとおり
引 渡 期 限	仕様書のとおり
摘 要	代金の納入期限 県が定める納入期日

備考 「摘要」欄には物件売払契約に係る入札の場合にあっては代金納入期限等その他の場合にあっては必要事項を記入すること。

※ 1 入札者の「住所又は所在地」並びに「氏名又は名称及び代表者名」は、必ず記載すること。（代理人が入札する場合であっても、記載すること。その場合、押印は不要。）

※ 2 代理人が入札する場合は、※ 1 の記載に加え、〔 〕欄に記名・押印のうえ入札すること。

別紙様式第5号（委任状）

委 任 状

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

⑩

私は 〃 を代理人と定め、下記の権限を

（使用印鑑 〃 ）

委任します。

記

1 令和7年度三沢県営林立木売払い処分事業に係る入札並びに見積に関する一切の件

2 委 任 期 間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

別紙様式第 6 号（入札・契約事務実施要綱による誓約書）

暴力団排除に関する誓約書

☐ 私 ☐ 当社は、

- 1 下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することのないことを誓約します。
- 2 山形県との契約事案について、下記に該当する者であることを知りながら下請契約又は関連する契約（資材、原材料及び物品の購入契約並びにその他の契約）を締結することはありません。
- 3 下記の該当の有無を確認するために、山形県から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出します。また、当該役員名簿等に記載された情報等が山形県警察本部に提供されることについて同意します。
- 4 暴力団の不当な要求には応じません。また、山形県との契約事案について不当な要求を受けたときは、ただちに警察署へ通報（「110 番通報等」）するとともに、山形県に報告します。
- 5 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が入札参加資格の制限等の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合には役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 個人である場合は、指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 9 条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であること。

山形県知事 殿

年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

物 件 売 払 契 約 書			
年 月 日			
売 主 山形県知事 吉村 美栄子 印			
買受人 住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 印			
山形県知事 吉村 美栄子を売主とし、 を買受人として、山形県財務規則及び別紙物件売払契約約款に定める諸条項を遵守し、下記の物件について、売買契約を締結する。なお、本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。			
記			
物 件 名	令和 7 年度三沢県営林立木売払い処分事業		
数 量	1. スギ : 845 本 (材積 1,157.74 m ³) 2. カラマツ : 70 本 (材積 78.33 m ³) 合計 915 本 (材積 1,236.07 m ³)	単 価	—
規 格	仕様書のとおり		
契 約 金 額	¥	納期限	
物 件 引 渡 期 限		契 約 保 証 金	¥
物 件 引 渡 場 所	米沢市大字入田沢 地内		
摘 要	契約金額には消費税及び地方消費税を含む。		

物件売払契約約款

(総則)

第1条 この約款において、「売主」とは山形県知事又はその委任を受けた者を、「買受人」とは、買受者をいう。

第2条 買受人は、物件売払契約書（別記様式）に基づき、契約金額を納付の後契約物件を引き取り、売主に受領書を提出しなければならない。

2 契約物件の引取りに要する費用は、すべて買受人の負担とする。

(契約保証金)

第3条 買受人は、契約保証金を免除された場合を除き、契約の締結のときまでに、契約保証金を売主に納付しなければならない。

2 売主は、買受人が契約物件の引取りを完了したときは、契約保証金を買受人に返還するものとする。この場合には、利息は、付さない。

(権利の譲渡等)

第4条 買受人は、契約によつて生ずる権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、売主の承諾を得た場合は、この限りでない。

(所有権の移転)

第5条 契約物件の所有権は、買受人が契約金額を売主に納付したときをもつて売主から買受人に移転するものとする。

2 契約金額を納付したときから契約物件を引き取るまでに生じた損害で、売主と買受人のいずれの責めにも帰することのできないものは、すべて買受人の負担とする。

(履行延期)

第6条 売主は、買受人がその責めに帰する理由により納期限までに契約金額を納付することができないときは、買受人の申請により納期限を延長することができる。この場合において、原納期限の翌日から起算して納付の日までの遅延日数に応じ、契約金額（既納付額がある場合は、契約金額から当該納付額を控除した額）に年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収するものとする。

2 買受人は、契約金額の納付に支障を及ぼすような天災その他不可抗力により、納期限までに契約金額を納付することができないときは、売主に対し、遅滞なくその理由を付して納期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、売主と買受人とが協議して定め、遅延利息は、徴収しないものとする。

第7条 売主は、買受人がその責めに帰する理由により引渡期限までに契約物件を引きとることができないときは、買受人の申請により引渡期限を延長することができる。この場合において、原引渡期限の翌日から起算して延長した引渡日までの遅延日数に応じ、契約金額（既引渡分がある場合は、契約金額から当該引渡分の代金相当額を控除した額）に年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収するものとする。

2 買受人は、契約物件の引取りに支障を及ぼすような天災その他不可抗力により、引渡期限までに契約物件を引きとることができないときは、売主に対し、遅滞なくその理由を付して引渡期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、売主と買受人とが協議して定め、遅延利息は、徴収しないものとする。

(売主の解除権)

第8条 売主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができる。
ただし、その債務の不履行が売主の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

- (1) 買受人が納期限までに契約金額を納付しないとき。
- (2) 買受人が引渡期限までに契約物件を引き取らないとき。
- (3) 前二号に掲げる場合のほか、買受人がこの契約条項に違反したとき。
- (4) 買受人が詐欺その他不正の行為をしたとき。
- (5) 買受人が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（買受人が個人である場合にはその者を、買受人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) 売主の都合により契約の解除を必要とするとき。

2 前項第1号から第5号までの規定による契約解除の場合には、契約保証金は、売主に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合は、買受人は、売主に対し、解約違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。

3 前項の場合において、売主の受けた損害額が当該契約保証金又は解約違約金の額をこえるときは、買受人は、その不足額を売主に納付しなければならない。この場合の損害額は、売主と買受人とが協議して定める。

4 売主は、第1項第6号の規定により契約を解除した場合において、買受人に損害を与えたときは、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、売主と買受人とが協議して定める。

5 買受人は、引渡しを受けた契約物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることを理由として履行の追完の請求、代金の減額の請求、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができない。

(談合等に係る契約解除及び賠償)

第9条 売主は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 買受人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第

20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。

（2） 買受人が独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

（3） 買受人が前2号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。

（4） 買受人（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。

2 買受人は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、売主が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を売主の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、売主が特に認める場合は、この限りでない。

3 この契約の履行の完了後に、買受人が第1項各号のいずれかに該当することが明らかになつた場合についても、前項と同様とする。

4 第2項の規定は、同項の規定に該当する原因となつた違反行為により売主に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、売主がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（約款外の事項）

第10条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて売主と買受人とが協議して定める。